

議会議案第2号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月20日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 宮 池 明

同 横 井 雄 一

同 今 西 正 延

同 鍵 田 美 智 子

同 東 久 保 耕 也

同 北 良 晃

同 森 岡 弘 之

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 中 西 吉 日 出

同 松 田 末 作

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「830,000円」を「733,000円」に改め、同条第2号中「695,000円」を「644,000円」に改め、同条第3号中「643,000円」を「596,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬月額を引き下げるものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>830,000</u>円</p> <p>(2) 副議長 月額 <u>695,000</u>円</p> <p>(3) 議員(議長及び副議長を除く。) 月額 <u>643,000</u>円</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>733,000</u>円</p> <p>(2) 副議長 月額 <u>644,000</u>円</p> <p>(3) 議員(議長及び副議長を除く。) 月額 <u>596,000</u>円</p>